

関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1．関税法の一部改正及びこれに伴う関税法施行令等の一部改正に伴い、外国貿易船の入港前の積荷に関する事項等の報告について、その報告を要しない場合のうちやむを得ない事由がある場合、政令で定める時までにこれらの報告を行うことが困難な場合及びその場合の報告期限等を定めることとする。
- 2．この省令は、平成19年2月1日から施行することとする。